

村山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年9月28日一部変更）

※変更前：赤字、変更後：青字、変更なし：黒字

変更後	変更前
<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</p> <p>1 本市の農業の現状 村山市の農業は、稲作を基幹作物としながら、果樹、野菜、花卉、畜産など多種多様な農産物が生産されている。 本市において市内総生産に占める農業の割合は令和元年で5.2%であり、市全体の人口に占める農家人口の割合は25.0%であるものの農業従事者数の割合は6.8%という水準にある。しかしながら、農業は農産物生産による所得及び雇用機会の確保という経済効果のみならず、地元の食品、機械、流通、観光産業とも結びつき、市内他産業に与える波及効果も大きく、依然として本市地域経済を支える基盤産業である。 また、農用地面積は市の総面積の約25%（令和4年）程度を占め、単に農業生産の基盤であるばかりではなく、環境保全等の維持増進に大きく寄与しており、本市の農業・農村は都市住民や観光者等にゆとりやうおい、健康増進の場を提供するという意味でも重要な役割を果たしている。 水稻については、主力品種の「はえぬき」や「つや姫」、「雪若丸」を中心に高品質・良食味・安定生産に取り組んできた結果、良食米の産地として高い評価を得ている。農業産出額（令和2年）に占める米の割合は25.4%と他作物に比べて高いが、米の消費減少などから長期的には低下傾向にある。 水稻以外では、園芸作物の産地化が図られており、令和2年産ではすいかが県内第2位、おうとうが第4位の生産量となっており、その他、りんご、西洋なし、さといも、きゅうりの産地として地位を高めている。また、令和2年に本市の重点作物とし、おうとう、もも、すいか、トマトの4品目を選定し、産地化と販路拡大の取組みを推進している。 また、畜産についても、肉用牛を中心としてブランドの確立が図られている。</p> <p>2 本市の農業構造 本市の総面積19,683haの16.6%にあたる3,258ha（令和2年）が農業経営耕地面積であり、このうち水田が2,568ha（78.8%）となっている。畑が465ha（14.3%）で、そのうち樹園地は225ha（6.9%）となっている。 令和2年における総農家数は1,896戸で、そのうち販売農家は1,127戸となっている。農業経営体数は1,165経営体で、そのうち法人経営体が22経営体となり、平成27年から8経営体が増加し、経営の合理化・効率化が進んでいる。農業就業人口は年々減少が続き、令和2年においては1,534人と平成27年から36.0パーセントの減少となっている。年齢別構成では令和2年における40才未満の青年層は65人と農業就業人口の約4.2%にとどまる一方で70才以上の高齢者層は823人と53.7%を占め、農業者の高齢化が今後とも続くものと推定される。一経営体当たりの平均経営耕地面積は令和2年において2.80haと平成27年から0.63ha増加しており、担い手への農地集積・集約化が進んでいる。担い手への集積率は現状56.4%程であり、地帯別にみると、水田地帯では順調に増加しているものの、農地が分散し面的集約が課題となっている。また、果樹等園芸地帯では増加率が低く、中山間地帯では担い手不足等により頭打ちの状態となっている。今後は、農業就業者の高</p>	<p>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</p> <p>(本市の農業の現状)</p> <p>1 村山市の農業は、稲作を基幹作物としながら、これに果樹、野菜、畜産、花卉等を合わせた複合経営が主体である。 本市の総面積19,683haの18.8%にあたる3,710haが農業経営耕地面積であり、このうち水田が2,748ha（74.0%）となっている。樹園地については、昭和62年には641haであったものが23年間で298ha減少の343haとなっている。 一経営体当たりの平均経営耕地面積は、平成22年では1.82haとなっている。これは平成17年との比較でみると0.62ha増加しており、近年、農用地の利用集積がみられる。経営耕地規模別では、3ha未満の農業経営体は減少している一方で、3ha以上の農業経営体は年々増加し、昭和62年に130経営体であったのが平成22年には235経営体となり、約1.8倍の増加で規模拡大がすすんでいる。 農業就業人口は年々減少を続け、昭和62年には6,045人、平成22年においては3,320人と昭和62年対比約45パーセントの減少となっている。年齢別構成では30才未満の若年層は平成22年では107人と農業就業人口の約3.2%にとどまっており、60才以上の高齢者層は2,575人で77.6%を占めている。農業者の高齢化が今後とも続くものと推定される。 水稻については、主力品種の「はえぬき」や「つや姫」を中心に高品質米づくりに取り組んできた結果、高品質、良食米産地として高い評価を得ており、農業粗生産額に占める米の割合は他作物に比べて高いが、概ね低下傾向にある。 水稻以外では、園芸作物の産地化が図られつつあり、平成22年はすいか県内第2位、おうとうが第4位の生産量となっており、その他、りんご、西洋なし、里いも等の産地としても地位を高めている。 また、畜産については、特に肉用牛の占める割合が高くなっており、「山形牛」のブランドが確立されてきている。</p> <p>(新規)</p>

齢化などにより、離農農地がさらに増加していくことが想定される。

このため、地域における農業者の話し合いによる地域計画の策定・見直しを推進し、農地中間管理事業の活用等により、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を進める必要がある。

3 経営体育成の必要性

人口の減少や高齢化により国内の消費市場の縮小が予想される中、農業をめぐる食の安全・安心への関心の高まり、中食や外食等食生活の多様化、担い手の減少や高齢化等が進んでいる。このような状況下において本市農業・農村の活性化を図るためには、消費者ニーズに的確に対応できるような優れた経営感覚と技術を持つ経営体を各地に数多く育成していくことが必要である。この場合の経営体は、規模や作物・品種構成の面において、地域ごとの気象条件や土地条件に適合した安定的なものであるとともに、その生産物が消費地や地方都市、県内あるいは地場等の多様な市場の中において安定的な販路を確保していくことが必要である。さらには、農産加工や産地直売、食品製造業者等と連携した新商品開発など、農業を起点とする多様な経営に取り組むことが重要である。このような効率的かつ安定的な農業経営が各地で多数展開され、本市農業を魅力ある産業として確立することが、農業を支える人材を確保していく上でも極めて重要な意味をもつものである。

また、米政策等の見直しにより、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）や米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）の対象者が認定農業者、認定新規就農者、集落営農に重点化されたことを踏まえ、認定農業者等への誘導とその拡大が必要である。

4 経営体育成の方向

効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることに鑑み、育成すべき農業経営体の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農地中間管理機構の機能等を活用した農用地の利用の集積・集約化や、経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、本市農業の健全な発展を図るものとする。

また、地域計画の策定・見直しを通じ、地域農業の維持・発展に向けた合意形成の促進など多様な担い手育成のための基盤づくりを併せて推進するとともに、次代を担う新規就農者の確保・育成等を行うことにより、本市農業の健全な発展を図るものとする。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の確保・育成の目標

ア 認定農業者の現状と確保・育成

本市の認定農業者数は、令和5年3月末現在で230経営体であり、高齢化により再認定申請が少ないことなどにより平成30年の270経営体をピークに近年は減少傾向で推移している。

このような状況を打破し、強い農業を展開していくため、県、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、県農業協同組合中央会、農業協同組合、公益財団法人やまがた農業支援センター等の関係機関と市が連携し、生産技術や営農改善等の助言、各種研修会を実施するとともに、機械施設整備等に対する助成事業や融資制度の積極的な活用を支援することで、個々の経営体の経営基盤の強化を推進していく。

また、効率的かつ安定的な農業経営を目指す意欲ある農業者に対しては、経営改善計画の作成支援等を行うことにより積極的に認定農業者に誘導し、経営規模の拡大や農業経営の高

(経営体育成の必要性)

2 本市における農業振興の基本方向は、良質米の生産地として地位を確保しながら、果樹、野菜、畜産、花卉を複合部門の柱として高生産性農業への転換を図り、経営の安定と農業の近代化を確保するため、生産基盤の整備や施設の近代化、さらには農業集落の環境改善や生活基盤の整備を重点化しながら、農業後継者の育成と確保を図ってきたところである。今後ますます食の安全・安心への関心の高まり、食生活の多様性、担い手の減少や高齢化等により離農農地が更に増加することが見込まれる中、本市農業・農村の活性化を図るためには消費者ニーズに的確に対応できるような優れた経営感覚と技術を持つ経営体を多数育成していくことが必要である。多様な市場の中において安定的な販路の確保、米政策等の見直しにより畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）や米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の対象者が認定農業者、認定新規就農者、集落営農に重点化されたことを踏まえ、農業経営者の認定農業者への誘導とその拡大が必要である。

(経営体育成の方向)

3 このため、本市は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることを考慮し、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農地中間管理機構の機能を発揮した農用地の利用集積・集約化や経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、本市農業の健全な発展を図るものとする。

また、人・農地プランの作成、見直しを通じ、地域農業の維持・発展に向けた合意形成の促進など多様な担い手育成のための基盤づくりを推進するとともに、次代を担う新規就農者の育成・確保等を行うものとする。

強い農業を展開していくためには、市、県、県農業会議、農業委員会、農業協同組合中央会、みちのく村山農業組合、公益財団法人やまがた農業支援センター等の関係機関が連携し、生産技術や営農改善等の助言、各種研修会を実施するとともに、機械施設等に対する助成事業や融資制度の積極的な活用を支援することで個々の経営体の経営基盤の強化を推進していく。

また、効率的かつ安定的な農業経営を目指す意欲ある農業者に対しては、経営改善計画の作成支援等を行うことにより積極的に認定農業者に誘導し、経営規模の拡大や農業経営の高度化・多角化を促進する。

度化・多角化を促進する。

イ 農業経営における労働時間・農業所得の数値目標

農業経営において地域の他産業従事者並の年間総労働時間で、他産業従事者並の生涯所得を実現し得る年間農業所得を確保することを基本としながらも、立地条件や農業生産条件等を考慮した年間農業所得の確保にも配慮し、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。そして、これらの農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

(専業的農業従事者1人当たり)

年間総労働時間	年間農業所得
概ね1,900時間	概ね400万円

※ 上記数値目標の設定については、地域の立地条件や農業生産条件等に配慮する。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

ア 新規就農者の現状と確保・育成

本市の新規就農者は、直近3年間において30名と毎年10人前後で推移し、令和4年度は14人となっている。

こうした中、本市農業の維持・発展を支える人材を確保するため、令和9年度までの5年間における新規就農者数の目標を1年当たり10人とし、この目標達成に向けて就農段階に応じたきめの細かい支援策を推進する。

イ 農業経営における労働時間・農業所得の数値目標

農業経営における労働時間・農業所得の数値目標については、地域の同世代の他産業従事者と遜色のない水準の実現を目標とする。具体的には、経営規模、生産技術等を考慮し、年間総労働時間を(1)で定める時間(専業的農業従事者1人当たり概ね1,900時間)を基本としつつ1,200時間以上、年間農業所得を農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ農業所得として(1)で定める所得(専業的農業従事者1人当たり概ね400万円)の5割以上を目標とする。

(3) 集落営農組織の育成と農業経営の法人化の推進

農業従事者の高齢化や担い手不足の深刻化が見込まれる地域においては、農作業受託によって農用地の利用集積を図る相手方とし、特定農業団体等の集落営農組織の育成を推進し、これら組織の実効性ある法人化の促進に向け地域の实情に即し支援する。

集落営農の組織化等については、地域農業の発展・活性化の視点に配慮しながら、組織づくりの段階から経営の効率化、法人化の段階まで、各組織の経営の発展段階に応じて、県や農業委員会、農業協同組合ほか関係機関と市が連携し支援する。

また、異業種等から農業に参入する法人については、地域の合意形成を前提として円滑な参入と定着に向けて支援していく。

5 分野別推進方向

これらの目標を達成するため、農業生産構造及び農業経営の実態を踏まえつつ、地域農業の将来展望を地域自らの創意と合意に基づいて描くことを基本とし、以下の施策を重点的に推進する。

(1) 認定農業者等の育成

経営改善計画の着実な達成に向けて、専門家の派遣など個別課題に対応した指導・助言を

具体的には、農業経営において地域の他産業従事者並の年間総労働時間「専業的農業従事者1人当たり概ね1,900時間程度」の水準を達成しつつ、地域の他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得「専業的農業従事者1人あたりの年間農業所得概ね400万円」を確保することを基本としながらも、立地条件や農業生産条件等を考慮した年間農業所得の確保にも配慮し、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、これらの農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得の数値目標については、地域の同世代の他産業従事者と同色のない水準とする。「年間総労働時間概ね1900時間」を目標とし、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つような「年間農業総所得概ね200万円(専業的農業従事者の5割)以上」を目標とする。

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による認定農業者への農地の集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

また、農業従事者の高齢化や担い手不足の深刻化が見込まれる地域においては、農作業受託によって農用地の利用集積を図る相手方として特定農業団体等の集落営農組織の育成を推進し、これら組織の実効性ある法人化の促進に向け地域の实情に即し支援する。

集落営農の組織化については、地域農業の発展・活性化の視点に配慮しながら、組織づくりの段階から経営の効率化・法人化の段階まで各組織の経営の発展段階に応じて、市、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関が連携し支援する。

(分野別推進方向)

4 これらの目標を達成するため、農業生産構造及び農業経営の実態を踏まえつつ、地域農業の将来展望を地域自らの創意と合意に基づいて描くことを基本とし、以下の施策を重点的に推進するものとする。

行うとともに、各種事業や制度資金等による支援を行う。

また、新規就農者については、就農相談から営農定着までの就農段階に応じた支援を行うとともに、新規参入者に対しては関係機関の協力のもと、円滑な農地確保に努める。

なお、経営体の法人化を含めた経営管理能力の向上については、県、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、県農業協同組合中央会、農業協同組合、公益財団法人やまがた農業支援センター等の関係機関と市が連携し、各種研修事業を実施するなどの指導を行う。

(2) 稲作を中心とする土地利用型農業の推進

一層の規模拡大、あるいは稲作と畑作物等との複合化を推進するため、連担した形での農用地の利用集積を図る。

また、地域の条件に合った適地適作を基本とする品種構成、個別の経営内容に即した品種や栽培方法の組み合わせ、低コスト化のための技術の開発・普及、土壌改良、地域輪作体系の導入及びほ場の畑地化等の農業生産基盤の整備等を、相互に十分連動させながら推進する。

なお、主食用に加え、加工用米や飼料用米、新市場開拓用米など消費者や実需者などの多様なニーズに応じた売れる米づくりを推進する。

さらに、大豆、そば等については、収量増加・品質向上に向けた新技術の普及拡大に努めるとともに、水田における収益力の強化を推進する。

加えて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者、農業法人及び集落営農組織等による農作業受託等を支援し、省力・低コスト化を推進することにより、これらの経営の発展を図る。

(3) 果樹、野菜、花き等の園芸作物の生産拡大

本市果樹産地構造改革計画における振興品種（県のオリジナル品種を含む。）の積極的な導入を図り、高品質生産や周年的な安定生産のための施設化と、水田転換畑を有効活用する土地利用型野菜等の生産拡大のための機械化等、生産基盤の一層の整備推進を図る。特に、労働負担の軽減や規模拡大、一層の複合化を図るための省力生産技術の開発・普及、安定的な雇用を図るための地域の労働力補完システムの確立、労働環境改善のための施設整備等を推進する。

(4) 畜産業の競争力強化

後継者や新規参入者等の担い手の確保・育成を図りながら、規模拡大や省力化・生産性向上のための施設・機械の整備による生産基盤の強化を推進する。また、家畜の改良や新技術の導入等による本市産畜産物の高品質化とブランド力の向上、耕畜連携による飼料用米や飼料用とうもろこし等の自給飼料の安定確保を図り、畜産経営の競争力強化を推進する。そのほか、鳥インフルエンザや豚熱（CSF）、口蹄疫などの発生への対策を図る。

(5) 中山間地域の経営の複合化

気象条件、土地条件に適合した山菜も含めた園芸作物、畜産物、特用林産物等を取り入れた経営の複合化と販路の確保を積極的に推進する。

稲作を中心とする土地利用型農業については、一層の規模拡大（作業受託面積の拡大を含む）、あるいは稲作と他作物との複合化の推進を図るため、連担した形で農用地の利用集積を図るとともに、低コスト化のための技術導入やほ場の畑地化・大区画化等の農業生産基盤の整備等を相互に十分連動させながら推進する。

また、転作田の団地化、効率的かつ安定的な農業経営者や集落営農組織等による農作業受託等を支援して省力・低コスト生産を図ることにより、これらの経営の発展を図る。なお、新たな需要が期待される加工用米や飼料用米など食用米以外の多様な米づくりもあわせて推進する。

果樹、野菜、花卉等の園芸作物については、周年的な安定生産と転作田を有効活用する土地利用型野菜等の生産拡大のため、施設化・機械化等の一層の推進を図る。

畜産については、耕種農家との連携による自給飼料の拡大、低コスト化、安全・安心な飼料の確保、優良家畜の導入による高品質化、生産環境の改善による生産性の向上を推進する。

中山間地域にあつては、気象条件、土地条件に適合した高原野菜、山菜も含めた園芸作物等を取り入れた経営の複合化を積極的に推進する。

経営体の法人化を含めた経営管理能力の向上については、関係機関等の緊密な連携のもとに指導を推進する。

認定農業者の育成・確保については、農業経営改善計画の着実な達成に向けて、県や農業協同組合等関係機関と連携を図りながら個別課題に対応した指導・助言を行うとともに、各種事業や制度資金等による支援を行う。

(6) 環境農業の推進

本市産農産物に対する消費者の信頼性向上に向けて、環境保全型農業や農業生産工程管理手法の導入など、安全農産物の生産を一体的に推進する。

(7) 6次産業化・流通販売の推進

農工商、産学官等の連携による加工食品の商品開発や販路開拓・拡大に向けた取組みにより、本市産農産物を活用した6次産業化を推進する。また、本市産農産物の生産・流通・販売の各段階において他産地との差別化、価格競争に左右されないブランド化を図りながら、さらなる販路・販売の拡大を推進する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標は、本市における主要な営農類型ごとに別紙1のとおりとする。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標としては、将来効率的かつ安定的な農業経営を目指す必要があることから、1の営農類型、経営規模、生産方式等を参考としながら、第1の4の(2)に示したような目標(年間総労働時間(専業的農業従事者1人あたり1,200時間以上の概ね1,900時間)、年間農業所得(専業的農業従事者1人当たりの概ね400万円の5割以上)の達成が可能となるよう、地域の実情、青年等自身の生産技術や経営能力を踏まえ設定している。

第3 農業を担う者の確保・育成に関する事項

1 農業を担う者の確保・育成の考え方

人口の減少や高齢化が進んでいる中で、本市の安全・安心で魅力ある農産物を安定的に生産し、本市農業を持続的に発展させていくためには、認定農業者、認定新規就農者、農業法人、集落営農など従来の担い手に加え、新規就農者や小規模農家、兼業農家、移住者・Uターン者さらには半農半Xなども含めて農産物の生産活動に関わる多様な人材を農業を担う者に位置付け、確保・育成を図る必要がある。

認定農業者、認定新規就農者、農業法人、集落営農などの担い手や新規就農者については、本基本構想第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」に基づき、地域農業の核となるよう確保・育成を図る。

小規模農家、兼業農家などの経営体については、引き続き本市農業を支える一翼を担うよう集落営農など地域ぐるみの取組みに対する支援や新規参入者への円滑な経営継承に向けた支援を実施する。

また、半農半Xも含めた多様な人材の確保に向けて、農家子弟をはじめ、非農家出身者、定年

また、新規就農者については、関係機関が相互に連携しながら育成・支援を行うとともに、円滑な農地確保に努める。

環境農業については、農薬や化学肥料を使わずに食品の安全性や環境との調和を目的とした有機農業を含む環境保全型農業を推進する。

農業6次産業化については、農家による産地直売施設等への支援を行うとともに、食品製造業者や観光施設等とのネットワーク化を図り、多様化・高度化する市場ニーズを先取りする高付加価値の商品開発や販売体系整備を関係機関・団体と連携し推進する。

農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進を図るとともに、農産加工や産地直売への取り組み等を支援し、女性の農業参画を図る。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

本市において展開する優良事例を踏まえつつ、第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標は、本市における主要な営農類型ごとに示すと、別紙1のとおりである。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標については、別紙1を参考に上記第1の3に示した目標を達成できるよう、地域の実情、青年等自身の生産技術や経営能力を踏まえて設定している。

(新規)

帰農者、女性などに対し、就農の動機付けから営農定着、発展まで各段階に応じた支援の充実を図るとともに、地域が主体となった受入体制の強化を図る。

さらには、農繁期の労働力について、さくらんぼの収穫をはじめ、短期的に大きな労働力ニーズがあることから、「さくらんぼサポーター事業」を軸に県内外から労働力の確保を図るとともに、農業者、関係機関、関係事業者等との連携により取組みを展開する。

加えて、移住者、Uターン者、旅行者などの多様な人材を、移住・定住策や観光・産業振興策と連携して本市に呼び込み、農繁期の労働力の確保を図る。

2 担い手創造推進協議会の体制及び運営方針

(1) 担い手創造推進協議会の設置目的

市は、次世代の担い手となる新規就農者の確保・育成や農業経営の法人化、地域農業を牽引する競争力の高い経営体の経営発展及び経営継承を推進するため、関係機関と連携し、農業者が農業に携わる就農体験、就農準備、経営開始、経営発展の各段階に応じて弾力的に支援することを目的とし、平成28年7月14日に担い手創造推進協議会を設置している。

(2) 担い手創造推進協議会の体制

担い手創造推進協議会は、農業士会、認定農業者連絡協議会、農業協同組合青年組織・女性組織、新規就農者ネットワーク等の農業者団体及び市を構成機関として設置し、アドバイザーである関係機関とともに相互に連携し、農業を担う者が必要とする事業を検討し実施する。

(3) 担い手創造推進協議会の事業内容

担い手創造推進協議会は、以下の事業を中心に、就農者の意欲や経営の発展段階に応じたきめ細かな支援を行う。

ア 就農希望者の募集

就農希望者募集イベントへの出展ほか就農希望者の募集活動に関すること。

イ 就農体験の提供

短期間滞在による就農体験機会の提供及び体験参加者の受入れ等に関すること。

ウ 就農準備への支援

長期間滞在（移住）による就農研修機会の提供及び研修生の受入れ等に関すること。

エ 経営開始への支援

関係機関の連携による国・県・市支援の提供に関すること。

オ 経営発展への支援

青色申告・法人化等の経営の合理化・効率化や経営力の向上、経営規模の拡大等にかかる支援の提供に関すること。

3 市が主体的に行う取組み

市は、農業を担う者を幅広く確保・育成するため、主に以下の取組みを主体的かつ積極的に行う。

(1) 本市農業の情報発信

本市の移住・定住部局や観光・産業振興部局、担い手創造推進協議会など関係機関・団体と連携し、市内外に向けて、本市農業の特徴、魅力的な経営体、受入体制などについて、様々な機会を活用してPR活動を行う。

(2) 農業を担う者の確保・育成に向けた仕組み・体制づくり

- ア 就農希望者の受入について、担い手創造推進協議会を軸に関係者で連携した体制を構築するとともに、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等を行う。
- イ 県内外から呼び込む多様な人材を農繁期の労働力として活かせる仕組みを検討する。
- ウ 全国農業委員会ネットワーク機構が運営するデータベースの活用により、県が行う離農予定で後継者を必要とする農業者を掘り起こしつつ農地等の継承希望者（就農希望者）とつなぎ円滑な継承を促す仕組みづくりに協力する。
- エ 担い手創造推進協議会との連携や相談員配置などのサポート体制の強化・整備を図る。

4 関係機関の主な役割分担

関係機関は以下の役割分担のもと、連携を密にし、農業を担う者の確保・育成に取り組む。

(1) 担い手創造推進協議会

担い手創造推進協議会は、その構成機関において緊密に連携し、情報提供や就農相談を実施するとともに、農業体験・長期研修の実施、就農後の技術・経営指導など、就農者の意欲や経営の発展段階に応じたきめ細かな取組を行う。

(2) 農業委員会

農業委員会は、農地利用の意向など農地に関する情報の収集、農地の紹介・あっせん、相談対応等を行う。

(3) 農業協同組合

農業協同組合は、新規就農者等の作物ごとの営農技術等の指導、経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への提供を行うとともに、必要に応じて農業用機械の貸与、農作業の委託のあっせんなどを行う。

(4) 農業者団体

農業士会、認定農業者連絡協議会など農業者団体は、市及び担い手創造推進協議会が行う取組みに協力する。また、農業法人経営等の専門家として助言等を行う。

5 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市は、全国農業委員会ネットワーク機構が運営するデータベースの活用による離農予定で後継者を必要とする農業者と就農希望者のマッチングに向け、県が行う農業経営・就農支援センター等と情報共有できる仕組みづくりに協力する。

また、新規就農者受入協議会等と連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、支援策、就農後の生活や収入のイメージ等、就農希望者が必要とする情報を整理し、県及び農業経営・就農支援センターに情報提供する。

農業委員会は、意向調査などで把握した離農予定で後継者を必要とする農業者や新規就農者へ紹介したい遊休農地等の情報を整理し、市及び農業経営・就農支援センターに情報提供する。

市、農業委員会、農業協同組合は、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、市及び農業経営・就農支援センターに情報提供する。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
概ね10年後（令和9年度）における市全体の農用地面積に占める効率的かつ安定的な農業経営体（認定農業者、認定新規就農者、集落営農等）の利用集積面積（所有面積、借入面積及び水稲においては耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀の全てを受託している面積、その他の作目においては主な基幹作業を受託している面積の合計面積）の割合の目標を設定する。

市全体の農用地面積に占める効率的かつ安定的な農業経営体の利用集積面積の割合の目標	備考
90%	—

- 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項
生産性の向上、経営の効率化や規模拡大を図るためには、面的にまとまった形での農用地の利用を確保することが重要であり、農用地の集積・集約化を強く進める。
このため、地域計画の策定・見直しにおいては、農用地の集積・集約化につながる計画となるよう地域の話し合いを基に進める。また、策定した地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整等を行い、農地中間管理機構を軸としながら、県、農業委員会、関係機関と市が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を改善し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図ることとする。
また、現状の集積率は56.4%程度であり、中山間地帯や果樹等園芸地帯の集積が進まない状況にある。そこで、水田や園芸地帯など農用地の利用形態、平場や中山間地帯など農用地の地形ほか個別の状況に応じた課題に着目し、集積・集約化に向けて取り組んでいく。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者及び新たに農業経営を営もうとする青年等及び集落等を基礎とした営農組織等に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度とするとともに、効率的かつ安定的な経営体における経営農地の面的集積を促進する。

効率的かつ安定的な農業経営体（認定農業者、認定新規就農者、集落営農等）が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
90%	

- 1) 効率的かつ安定的な農業経営体の農用地の利用集積面積（所有面積、借入面積及び水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、脱穀の概ねすべてを受託している面積。その他の作物については主な基幹作物を受託している面積の合計面積）のシェアの目標である。
2) 目標年次はおおむね10年後（平成35年）とする。

- 2 農用地の利用関係の改善に関する事項
- (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状
本市では、水稲、大豆、そばを主体とする土地利用型農業を展開し、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、更なる規模拡大が停滞傾向にある。
また、農業者の高齢化が進む中、農業後継者がいない経営体の増加も懸念されている。
- (2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用ビジョン
今後更に農業従事者の高齢化が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農用地の利用集積を円滑に行うためには、経営農地の面的集積が必要であり、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業など各種の農地流動化施策を推進する。
また、労働生産性の更なる向上に向けた生産基盤の整備やそれに伴う換地または交換分合などの農地流動化施策を活用し、農用地の集約化を推進する。
- (3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関及び関係団体との連携等
本市の将来の農地利用ビジョンの実現を図るため、認定農業者及び新規就農者の育成・確保、法人化の推進を図り、関係機関等との間で農地に係る情報の共有を進めるとともに、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体及び地域農業再生協議会等と連携し、農地利用に関する改善方策について検討する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

(削除)

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

(1) 農地集積の推進方向

第2で示した営農類型毎の効率的かつ安定的な農業経営の育成と、第4で示した農用地の利用の集積に関する目標の達成を図るためには、耕作放棄地の発生防止や再生利用の取組みを進めるとともに、今後増加していくことが見込まれる離農農地を効率的に利用集積していくことを目指し、地域計画の策定において、地域における話し合いを踏まえ、地域内外から農地の担い手を幅広く確保しつつ、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化等を図っていく必要がある。

このため、市は、県、農地中間管理機構、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、県農業再生協議会、地域農業再生協議会、県農業協同組合中央会、農業協同組合、土地改良事業団体連合会、土地改良区等関係機関との連携のもとに、農地中間管理事業を柱とし、農地中間管理機構が行う特例事業と連携しながら農業経営基盤の強化の促進のための措置を集中的かつ重点的に実施することとし、特に、これらの措置が効率的かつ安定的な農業経営の育成に効果的に結びつくよう、法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定制度の積極的な活用を図る。なお、農業経営改善計画の認定を受け、その計画期間を満了する者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行うものとする。

(2) 農地集積に向けた推進体制

市は、地域計画と併せて作成する目標地図に位置づけられた地域の中心となる経営体に対し、農地中間管理事業等により効率的に農地が集積されるよう、県、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、県農業再生協議会、地域農業再生協議会、県農業協同組合中央会、農業協同組合、土地改良事業団体連合会、土地改良区等の関係機関との連携により推進するものとし、農地中間管理機構が十分機能を発揮できるよう支援するものとする。

また、集積が難しい樹園地や中山間地の有する課題解決に向けて検討を重ねることにより、農地の集積・集約化を推進していく。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事項

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

(新規)

さらに、これら集積農地の受け手となる目標地区に位置づけられた地域の中心となる経営体の自主的かつ計画的な経営改善の取組みに対して適切な指導を行うとともに、その達成のために必要な生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の様態の改善のための研修等を情報提供する。さらに、経営の指導を担当する者の養成等を図る。

(3) 地域計画推進事業の実施に関する基本的な事項

地域計画推進事業については、地域における農業者等の話し合いの結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、市が農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その中で地域農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地区を基に、計画における担い手に対する農用地の集積や農用地の集団化を実現できるよう農地中間管理機構による利用権の設定等を推進する。また、併せて、経営規模の拡大や経営の複合化が円滑に進むよう、極力連担化された作業単位の形成に重点を置いた農作業受委託の促進を図るものとする。

2 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準 その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 協議の場の設置の方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稲、おうとう、すいかの農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市報への掲載やインターネットの利用に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、市、農業委員会、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を市農林課に設置する。

(2) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

市は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

3 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 耕作若しくは養畜の事業を行う個人（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧法」という。）第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く。）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

① 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあっては常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転については農業振興地域のうち農用地区域内のみで行うものとし、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

② 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

ウ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業若しくは法第7条に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構、又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設置等を受け、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く。）又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農業生産法人にあっては常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転については農業振興地域のうち農用地区域内のみで行うものとし、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農業生産法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業若しくは法第7条に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設置等を受け、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又

エ 旧法18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（個人及び法人）が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

① 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

② その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

③ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

オ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号に掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、アの規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

カ アからオに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙2のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資にともない付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙3のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

ア 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）旧様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

イ 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

① 当該開発事業の実施が確実であること。

② 当該開発事業の実施にあたり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

③ 当該開発事業の実施にあたり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 法18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（個人及び法人）が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号に掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙2のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資にともない付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙3のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施にあたり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施にあたり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ア 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- イ 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ア 農業委員会は、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)及び法第14条の4第1項の規定により青年等就農計画の認定を受けたもの(以下「認定新規就農者」という。)で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者及び認定新規就農者に関する利用権設定等の調整が整ったときは市に農用地利用集積計画を定める旨を要請することができる。
- イ 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、基本要綱旧様式第8号に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ウ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、基本要綱旧様式第8号に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- エ 市の全部又は一部をその事業の実施地域とする農地中間管理機構がその事業の実施地域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、基本要綱旧様式第8号に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- オ イ、ウ及びエに定める申出を行う場合において(4)のイの規定した農用地利用集積計画の定めるところにより設定等された利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ア 市は、(5)のアの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- イ 市は、(5)のイ、ウ及びエの規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区又は農地中間管理機構からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ウ ア、イに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- エ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるにあたっては、利

- ① 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)及び法第14条の4第1項の規定により青年等就農計画の認定を受けたもの(以下「認定新規就農者」という。)で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者及び認定新規就農者に関する利用権設定等の調整が整ったときは市に農用地利用集積計画を定める旨を要請することができる。
- ② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、基本要綱様式第8号に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、基本要綱様式第8号に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 市の全部又は一部をその事業の実施地域とする農地利用集積円滑化団体がその事業の実施地域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、基本要綱様式第8号に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②、③及び④に定める申出を行う場合において(4)の②の規定した農用地利用集積計画の定めるところにより設定等された利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、(5)の②、③及び④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区又は農地利用集積円滑化団体からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるにあたっては、

用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、カの③に掲げる事項については、これらを実行する能力があるかを確認した上で定めるものとする。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

イ アに規定する者が利用権の設定等（（１）のエに定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番及び面積

ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

エ アに規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

カ アに規定する者が（１）のエに規定する者である場合には、次に掲げる事項

① その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

② その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農地法第6条の2で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について市長に報告しなければならない旨

③ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

キ アに規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）のイに規定する土地ごとに（７）のアに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得

利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、これらを実行する能力があるかを確認した上で定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

② ①に規定する者が利用権の設定等（（１）の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番及び面積

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が（１）の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、**農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号、以下「規則」という。）**で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について市長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得

る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の^アの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の^アから^キまでに掲げる事項を市の掲示板により公告する。

なお、市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画の取消しを行った場合は、その旨を公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後に、借賃又は対価の支払等、利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円滑な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

^ア 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の^エに規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

① その者が農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

② その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

③ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

^イ 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

① (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の^エに規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないと

る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑦までに掲げる事項を市の掲示板により公告する。

なお、市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画の取消しを行った場合は、その旨を公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後に、借賃又は対価の支払等、利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円滑な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

^ア その者が農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

^イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

^ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

^ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をし

<p>き。</p> <p>② アの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。</p> <p>ウ 市は、イの規定による取消しをしたときは、その旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を市の掲示板に掲示することその他所定の手段により公告する。</p> <p>エ 市がウの規定による公告をしたときは、イの規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</p> <p>(1) 農用地利用改善事業の実施を促進するための方策 市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。</p> <p>(2) 農用地利用改善事業の実施区域の基準 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。 ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。</p> <p>(3) 農用地利用改善事業の内容 農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。</p> <p>(4) 農用地利用規定の内容 ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 ① 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項</p>	<p>ないとき。</p> <p>イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。</p> <p>③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を市の掲示板に掲示することその他所定の手段により公告する。</p> <p>④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。</p> <p>2 農地利利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項</p> <p>(1) 市は、市の全域又は一部を区域として実施される、権利調整の委任代理・再配分機能を活かして効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の集約化を促進する農地利利用集積円滑化事業の実施主体である農地利利用集積円滑化団体との連携の下に、普及啓発活動を行うことよって当該事業の実施の促進を図る。</p> <p>(2) 市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び地域農業再生協議会等は、農地利利用集積円滑化事業を推進するため、農地利利用集積円滑化団体に対し、情報の提供及び事業の協力を行うものとする。</p> <p>3 農用地利用改善事業の実施区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項</p> <p>(1) 農用地利用改善事業の実施の促進 市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。</p> <p>(2) 区域の基準 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。 ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。</p> <p>(3) 農用地利用改善事業の内容 農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。</p> <p>(4) 農用地利用規程の内容 ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項</p>
---	---

- ② 農用地利用改善事業の実施区域
- ③ 作付地の集団化その他農産物の栽培の改善に関する事項
- ④ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- ⑤ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

⑥ その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規定の認定

ア (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備える者は、基本要綱様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

イ 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

- ① 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- ② 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ③ (4)のアの④に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- ④ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 市は、イを認定したときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。

エ アからウの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5)のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の状況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有しているなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- ① 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- ② 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ③ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農産物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備える者は、基本要綱様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②を認定したときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の状況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有しているなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

ウ 市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)のアの認定をする。

① イの②に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

② 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

ア (5)のイの認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者(所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善団体に対する指導・援助等

ア 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 市は、(5)のイに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県、農業委員会、農業協同組合、地域農業再生協議会、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者(所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業技術普及課、農業委員会、農業協同組合、地域農業再生協議会、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連帯の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の委託のあっせん

農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや農地中間管理事業との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託に促進に努めるものとする。

(3) その他農作業の受委託を促進するための事項

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受委託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(削除)

- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連帯の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや農地集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託に促進に努めるものとする。

(新規)

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、高収益作物の導入や農業経営の6次産業化・地域農業を担う多様な経営体づくりを促進するとともに、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体等の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1で示す新たに農業経営を営もうとする青年等の掲げる目標を達成するため、次のとおり積極的な取り組みを進める。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組み

公益財団法人やまがた農業支援センター、農業技術普及課、農業協同組合等と連携しながら就農相談を行い、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報の提供を行う。

中期的な取組みとして、生徒・学生等が農業に関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組みを実施する。具体的に

6 その他の事業に関する事項

農用地利用改善事業、委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業、その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、新規就農者の確保や、農村女性の能力の十分な発揮に資することにも留意しつつ、各地域の特性を踏まえてその地域に適した事業を主体として重点的、効果的に実施する。

なお、担い手が不足している地域の農用地利用改善団体は、関係者の合意のもとに、地区内農用地の受け手となり、その有効利用を図る組織経営体として、特定農業法人及び特定農業者団体の設立を推進する。

また、基盤整備事業の積極的な推進により、ほ場の大区画化・畑地化を図るとともに、換地を契機とした農用地の集団化及び転作田の団地化の促進、利用権の設定の調整及び農作業受委託の促進等を総合的に推進し、効率的かつ安定的な農業経営への連担化された農用地の利用集積を促進するものとする。

(削除)

は、生産者との交流の場を設けたり、農業体験等ができる仕組みをつくることで農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組み

人・農地プランに地域の中心的な経営体として位置付けられるよう促すとともに、青年就農給付金、青年等就農資金、経営体育成支援事業等国の支援策を効果的に活用しながら、経営力を高め、確実な定着へと導く。

また、新規就農者等で構成される組織を設立し、交流や研修の機会を提供する。

さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

新規就農に向けた情報提供及び就農相談については、公益財団法人やまがた農業支援センター、技術や経営ノウハウの習得については農業大学校等、就農後のフォローアップについては農業技術普及課、JA組織、指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら各種取組みを進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から6までに掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は各種事業の実施により、農業生産基盤整備の促進や農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 市は、地域水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稻作、転作を通じる望ましい経営の育成を図ることとする。

ウ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 農地集積に向けた推進体制等

耕作放棄地の発生防止や農地の再生利用の取り組みを進めるとともに、今後増加が見込まれる離農農地を効果的に利用集積していくことをめざし、人・農地プランにおける地域の中心となる経営体への農地集積を着実に推進する。

また、農地中間管理機構及び農地利用集積円滑化団体は、人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体に対し効率的に農地が集積されるよう関係機関が連携して推進するものとし、市、農業委員会、地域農業再生協議会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関は、これらの団体が十分機能を発揮できるよう支援するものとする。

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

本市では、水稻、大豆、そばを主体とする土地利用型農業が展開されており、認定農業者等の担い手への一定の農地の利用集積が図られたが、個々の担い手の経営農地は分散しており、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる経営規模拡大が難しい状況にある。

また、今後更に農業従事者の高齢化による離農が進むことが予測される。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効利用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって経営規模の拡大や経営の多角化をより一層推進し、さらなる経営改善を目指していくことが極めて重要となっている。

このため、農地利用集積円滑化団体は、こうした地域の農用地の利用状況や面的集積の課題等を的確に把握し解決できる者とし、具体的には、①従来から認定農業者等の担い手の育成・確保、担い手への農地の利用集積を促進する取組を行っていること、②地域の農用地の利用状況、農用地の所有者（出し手）や認定農業者等（受け手）に関する情報に精通していること、③農用地の出し手や受け手との的確なコミュニケーションが図れること、利用調整活動等に積極的に取り組む意向があること及び農用地の利用調整活動を行う体制が整っていること等の条件を満たす者とする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

- ① 本市における農地利用集積円滑化事業は、市街化区域（都市計画法（昭和47年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。))を除いた市全域を対象として行うことを基本とする。
- ② 市を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。

なお、市の区域のうち農業上の利用が見込めない森林地域等の区域を除いた農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定による農業振興地域をいう。）を区域とする。

- ③ 複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行う場合には、特定の農地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行う等により事業実施地域が偏ることがないように、市が市全域における事業実施地域の調整を行うこととする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

- ① 農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項
 - イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項
 - ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項
 - ② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項
 - ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
 - イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
 - ウ 農用地等の管理に関する事項
 - エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項
 - ③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

- ④ 事業実施地域に関する事項
- ⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携及び調整に関する事項
- ⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携の考え方

- ① 市は県全域で農地中間管理事業を行う公益財団法人やまがた農業支援センターとの連携の下に、普及啓発活動等を行うことにより同法人が行う事業の実施の促進を図る。
- ② 市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う農業経営の規模の拡大等を推進するため、公益財団法人やまがた農業支援センターに対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

- ① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く。）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10に基づき、市に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、市から承認を受けるものとする。
- ② 市は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。
 - ア 基本構想に適合するものであること。
 - イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
 - ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められるものであること。
 - エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
 - (ア) 農用地の利用関係の調整を的確に行うための要員を有していること。
 - (イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
 - (ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を的確に図るための基準を有していること。
 - オ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、県農業会議、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。
 - カ 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。
 - キ 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。
- ③ 市は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について、

- ①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。
- ④ 市は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を市の掲示板への掲示により公告する。
- ⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。
- ⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業の廃止の承認について準用する。

(4) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

- ① 市は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。
- ② 市は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。
- ③ 市は、農地利用集積円滑化団体が、次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取り消すことができる。
 - ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又は同項第2号に掲げる者（農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人）でなくなったとき。
 - イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。
- ④ 市は、③の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を市の掲示板への掲示により公告する。

(5) 市による農地利用集積円滑化事業規程の策定

- ① 市は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。
- ② 市が①の規定により、農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、市長は、当該農地利用集積円滑化事業規程を2週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するものとする。
- ③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。
- ④ 市は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。
- ⑤ 市は、農地利用集積円滑化事業規程を定めたときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定めた農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を市の掲示板への掲示により公告する。
- ⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(6) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業の経営改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地条件を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

また、貸付等の相手方が農地中間管理機構を通じた転貸等を希望している場合には、農地中間管理機構を貸付等を行う相手方とすることができる。

(7) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

- ① 当該事業を実施するに当たっては、農用地等の効率的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任契約に係る土地についての貸付等の相手方を指定することはできないものとする。
- ② 当該事業を実施する場合には、農用地等の貸付等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と農地利用集積円滑化団体が委任契約を締結することとする。なお、委任契約の締結に当たっては、当該事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲について、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めることとする。
- ③ 当該事業を行う農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業に係る委任契約の申込みを受けた場合は、正当な理由がなければ委任契約の締結を拒んではならないこととする。
- ④ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(8) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

- ① 農用地等の売買価格は、近傍類似の取引価格を参考に当該農用地等の生産条件等を勘案して定めることとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。
- ② 農用地等の借賃については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供している借賃等の情報を参考に当該農用地等の生産条件等を勘案して定めることとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。

(9) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者等の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間とする。
- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業技術普及課、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(10) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

- ① 農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行うに当たっては、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、農業委員会、農業協同組合、地域農業再生協議会、土地改良区等の関係機関及び関係団体と適切な連携を図るものとする。
- ② 農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行うに当たっては、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業、市が行う農業経営基盤強化促進事業、その他農地流動化等のための施策と連携して行うものとする。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業に実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成12年8月29日から施行する。
- 2 平成19年3月26日一部変更
- 3 平成22年6月 1日一部変更
- 4 平成26年9月30日一部変更
- 5 令和 5年9月28日一部変更

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業に実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成12年8月29日から施行する。
- 2 平成19年3月26日一部変更
- 3 平成22年6月 1日一部変更
- 4 平成26年9月30日一部変更